

長野県地方精神保健福祉審議会条例

昭和40年10月18日条例第47号
昭和54年3月5日条例第6号一部改正
昭和63年3月28日条例第10号一部改正
平成7年7月10日条例第17号一部改正
平成18年3月30日条例第15号一部改正

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第1項の規定による精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、長野県地方精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(臨時委員)

第6条 審議会に、臨時の事項を調査するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第2条第2項各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 中「結核審査協議会の委員」を「結核審査協議会の委員
地方精神衛生審議会の委員」に改める。

(特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「結核審査協議会の委員」を「結核審査協議会の委員
地方精神衛生審議会の委員」に改める。

附 則（昭和 54 年 3 月 5 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 28 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和 63 年規則第 28 号で、同 63 年 7 月 1 日から施行）

附 則（平成 7 年 7 月 10 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日条例第 15 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。